

8

派遣地域・分野の拡大

1 派遣地域拡大の経過

協力隊の派遣のはじまりは、協力隊創設の1965年(昭和40年)、東南アジア4ヵ国への第1次隊員派遣であった。実際には、同年内の派遣はラオスの5名で、年が明けて1966年(同41年)1月にカンボディア、マレーシア、2月にフィリピンに、寒風つる羽田空港から“常夏の地”へと赴任の途についた。

以来、協力隊の任地のイメージは「若い力の歌」にあるように「赤道直下、新天地」であった。今日では、派遣地域は多様化して、日本より北のモンゴルや北緯50度以北のポーランドにも及んでいる。以下に、拡大の経過を概観する。

(1) アジア、アフリカへ

東南アジアが最初の派遣地域になったことは、日本との歴史的、経済的な結び付きや協力隊創設に先立つ調査団派遣がアジア地域中心であったなどの経緯から当然と受け止められるが、すでに創設当初から、アフリカへの派遣が予定され、1966(同41年)3月にはケニア、翌1967年(同42年)にタンザニアの東アフリカ2ヵ国に、また、同年には中近東圏である北アフリカのモロッコにも派遣が実現した。フランス語圏への派遣の始まりでもある。

アフリカへの派遣は、その後も東西を問わず進展して、派遣中の隊員数がアジア地域を上回るようになった。アフリカ地域が協力隊活動のイメージにつながり、映画「アサンテ・サーナ」が、それを如実に示した。応募者の「アフリカ志向」や、協力隊の気風を表わす「奥地前進」の言葉も、この時期に形作られている。

(2) 中米、オセアニア地域への広がり

協力隊が発足して3年後の1968年(同43年)に、エル・サルヴァドルに隊員派遣が始まって、中米地域への初派遣となった。親日・知日家であった同国高官の協力隊への関心が契機であったが、創設後の早い時期に米州スペイン語圏への派遣が緒につき、同国周辺の中米諸国への派遣へと広がっていく基盤をつくった。

1971年から72年(同46～47年)には、サモア、トンガ両国への派遣が決まり、それぞれ1972年、73年に隊員が赴任して、オセアニアでの協力隊活動が始まった。アジア、アフリカ地域とは自然条件、地理的条件が異なる、島しょ国での協力活動の皮切りになった。

このような派遣地域の広がりのおかげで、協力隊が発足して10年目の1975年(昭和50年)には、中米、アフリカ、中近東への派遣がそれぞれ3ヵ国以上になり、同年末の累計派遣国は20ヵ国、年間派遣数200名以上、常時活動中400名以上の規模に拡大した。単純計算でいえば、発足以来1年に2ヵ国ずつ増えてきたことになる。

(3) 3年倍増期に向けて

—南米への派遣開始など

1977年(同52年)にボリヴィア、翌1978年(同53年)にはパラグアイの南米2ヵ国に派遣が始まった。当時のお移住事業のイメージが濃かった南米地域に協力隊派遣が実現し、1979年(同54年)にはペルーにも派遣が始まり、これら3ヵ国の協力活動とその成果が、その後の南米各国への派遣の広がりに大きく影響を与えていく。

1980年代は、派遣規模の計画的拡大、3年倍増期に入り、年間1ヵ国増のペースで派遣国が広がって、その中には、ODA主要対象国であるス

リ・ランカ、タイも含まれている。発足20周年の1985年（昭和60年）末には、累計派遣国35カ国となり、年間の派遣隊員数は、1983年に500名、1985年には800名の3年倍増目標に達した。

(4) 派遣中断・引き揚げ国の状況

隊員派遣が拡大する一方で、残念なことに派遣中断、隊員総引き揚げの国が少なからずあった。

最初の派遣国の一つであったカンボディアから、1970年（昭和45年）に、国内情勢悪化のため協力活動の継続が不可能となって全隊員が引き揚げざるを得なくなった。同国は、その後も混迷が続き内戦に陥ったが、情勢が落ち着き国連管理のもと総選挙が行われた後の1993年（平成5年）に、派遣が再開された。

1970年に派遣取極が交わされたウガンダは、その署名直後にクーデターが起きて派遣が見送られ、2000年に至るまで派遣が行われなかった。

1978年（昭和53年）5月には、“第1号”派遣国であったラオスから、また同年12月にはインドから、さらに翌1979年（同54年）4月にエル・サルヴァドルからと、一年足らずの期間に、3カ国から全隊員が引き揚げた。その経緯は3国それぞれ異なり、ラオスは政治・社会の変動と派遣要請の断絶が、インドは同国の対外政策の変化が、またエル・サルヴァドルは、同国の内戦・テロの激化が、それぞれ主要の原因であった。現在は、ラオスとエル・サルヴァドル両国では協力活動が再開されている。

(5) 派遣国拡大の加速

昭和60年代（1985年～）は、派遣国拡大のペースが加速する。大国である中国への派遣が1986年（同61年）に始まったのを皮切りに、アジアのもう一つの大国・インドネシアにも、1988年（同63年）に初派遣が実現した。また、カリブ地域で初のドミニカ共和国、ジャマイカ両国、あるいは南部アフリカのジンバブエにも派遣が始

まり、他の地域も、いずれも2カ国以上の派遣国増加があって、1970年（平成2年）末には、派遣国数48カ国に到達した。年間派遣数も800名規模が続き、1985年に達成した倍増計画の的確さを裏付けることになった。

(6) 東欧への派遣開始

平成に入って、新たな派遣開始のペースがさらに早まった。日本のODAは米国や西欧諸国をしのぎ、世界一の援助国・トップドナーとなり、東西冷戦の終結が大きな要因となって、ハンガリー、ポーランドなど東欧地域への派遣が始まった。これは、単に、派遣国の拡大にとどまらず、東欧地域をはじめとする旧ソ連圏・旧社会主義圏への協力開始であり、文化・スポーツ交流の側面もあって、協力隊にとって新しい“挑戦”の機会を開いたことにもなる。関連していえば、チャモロ大統領が協力隊事務局を訪問したニカラグアへの派遣も、同国の民政支援の意義を持つ。

上述の経過と意義を、この時期の第一の特徴とすれば、第二の特徴は、派遣が中断されていたラオス、カンボディア、エル・サルヴァドルの3カ国に派遣が再開されたことである。ラオスとカンボディア両国とは、再開に先立って派遣取極＝交換公文を改正した。

反面、リベリア、ペルー、ルワンダ3カ国からは、それぞれ1990年（平成2年）、91年（同3年）、93年（同5年）に、いずれも国内状況の激変・治安の悪化による全隊員引き揚げの事態となった。協力の再開と一方で引き揚げと、途上地域が揺れ動いた時期でもあった。

(7) 中央アジアへの隊員派遣

中央アジア地域への派遣開始はユーラシア外交が叫ばれる中、最近の最も特徴的なことといえよう。ウズベキスタン、キルギス両国に、それぞれ2000年2月、11月に初めて赴任する。これにより、派遣取極締結国は72カ国（2000年6月末現

在。以下も同じ)、派遣中の隊員数は2480名(うち女性1265名、約51%)、発足以来の累計隊員数は、19954名に上っている。

2 UNV (国連ボランティア)

UNV「国連ボランティア計画」は、「国連開発計画 (UNDP)」の下部組織として1970年の国連総会決議により設立された。開発途上国の技術支援や、紛争地域での緊急援助、復興活動などに貢献している。設立以来、協力隊とは、幹部が来訪して連携の話し合いをしたり、隊員OBがUNVの隊員あるいは職員として参加し、相互の連絡を深めてきている。

協力隊事務局は、UNVの技術支援活動が、帰国隊員が一層の海外協力を希望する場合に、隊員活動の経験を活かす進路の一つと考えられることから、UNV参加応募者の相談に乗り必要な手続きを支援している。

事務局が取り扱った最初のUNV参加者は、1972年(昭和47年)のトーゴ派遣(自動車整備)とリベリア派遣(農業機械)の2名であった。派遣要請と応募者の増大に伴って1988年(昭和63年)に日本国政府とUNV事務局との間で交換公文を締結、翌1989年には実施要領を定め、帰国隊員のUNV派遣にかかるすべての費用をJICAが負担する現在の方式が制度化された。これにより、毎年20名の新規派遣予算が認可され、協力

隊事務局は、帰国隊員がUNVとして国連機関等で活動する機会を確保する一方、日本はUNVに対するトップドナーとして人的・財政両面における国際的責任を果たしている。これまでに171名の帰国隊員がUNVとして派遣され、途上国経験を生かした質の高い活動が各国で定評を得ている。

そのほか、協力隊事務局では、帰国隊員のUNV派遣における福利厚生、補償制度等を一般隊員と同等水準に整備するなどの側面的支援に力を入れ、より参加しやすい環境の提供にも努めている。

なお、協力隊が扱うUNVのほか、外務省総合外交政策局国連行政課から信託基金として、1993年(平成5年)以来、毎年約300万ドルが国連ボランティア計画に拠出されている。

3 派遣分野・職種の動き

(1) 派遣分野別の隊員派遣

発足当初から、協力隊は、技術・技能を持った青年の海外ボランティア活動であることを掲げ、派遣要請はそれを期待し、要請の背景と内容に、求められる技術・技能のレベルや幅や資格要件などが示されるのが通例である。要請を取りまとめる協力隊事務局は、隊員の活動分野を、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、体育スポーツの7分野に分けて整理し、地方自治

別表 協力隊員派遣実績

(2000年6月30日現在)

部 門 別	隊員数(派遣中)	比 率	隊員数(累計)	比 率
農 林 水 産	493 (194)	19.9%	4666 (759)	23.4%
加 工	62 (20)	2.5%	604 (141)	3.0%
保 守 操 作	193 (8)	7.8%	3069 (21)	15.4%
土 木 建 築	97 (18)	3.9%	1513 (85)	7.6%
保 健 衛 生	462 (388)	18.6%	2699 (2278)	13.4%
教 育 文 化	924 (554)	37.3%	5804 (3210)	29.1%
ス ポ ー ツ	249 (83)	10.0%	1599 (400)	8.1%
合 計	2480 (1265)	100%	19954 (6894)	100%

() 内は女性隊員内数

体や民間諸団体と連携して募集活動を展開し、選考をすすめて、派遣前訓練を実施してきた。

分野別の区分自体は、これまで35年間変わりはないが、派遣要請の多寡、応募者の傾向、適格者の選考などには時代の変遷があり、発足当初から35年後の現在まで、分野別の隊員の増減にもかなりの変化がある。

例えば、発足初期は、派遣要請のかなりの部分が、途上諸国の産業構成を反映して農業をはじめ第1次産業が占め、それにこたえるべく、農林水産部門の隊員派遣が多数を占めたけれども、日本の経済構造の変化から、この部門の応募者はそもそも少ない上に、求められる技術・技能に適合する適格者がなかなか見出だせない状況が今日まで続いている。

2000年（平成12年）6月末現在の分野別派遣実績は、別表のとおりである。

(2) 派遣職種の動き

要請数を基本に、適格応募者数の推移などをかみ合わせて、職種の派遣傾向を概観すれば；

- ①教育文化分野の「理数科教師」「日本語教師」、農林水産分野の「野菜」、保健衛生分野の「看護婦」の職種での派遣が伝統的に多い。
- ②近年は、「村落開発普及員」、「システムエンジニア」等の派遣が増加傾向にある。
- ③全職種の要請に対する平均充足率は約70%であるが、職種によってバラつきが大きく、一般に教育文化、保健衛生分野が高く、保守操作や加工の分野の充足率は低い。

また、35年の経過の中で、派遣要請に応じて、幾多の職種が新たに募集・選考に加わりあるいは一層細かく分化して、派遣効果を高めてきた。例示すれば、1970年代初期のエチオピア派遣「公衆衛生＝天然痘監視員」隊員は、文科系応募者の活動の場として活かされた先例でもある。同様に、1980年代に初派遣され文科系の応募者が多い「青少年活動」は、レクリエーション活動の

振興・向上や青少年の育成、特殊教育など広範囲なニーズに対応し、近年盛んになりつつある環境保護活動を中心とする要請に応え、「環境教育」が枝分かれして新設された。やはり初期の派遣職種にはなく、近年派遣増加傾向にある前記の「村落開発普及員」は、農村部の地域開発を進める上でニーズが高く、「システムエンジニア」もコンピュータの導入に伴って各地域で要請が増えてきたものである。

スポーツ分野では、「野球」はすでに久しいが、最近では「テニス」「シンクロナイズド・スイミング」「相撲」など、途上諸国の社会変化もあって新職種が生まれている。

(3) 職種の整理統合

上述のとおり、派遣職種は「米づくりからコンピュータまで」と多様多岐にわたっているが、要は、途上諸国からの要請に応え、できるだけ適格者を確保して、数多くの青年に協力隊参加の機会を与えることにある。前述のように職種を増加させてきたのもその趣旨からであって、一時は7分野で300近い職種を抱えるまでになった。

しかし、常時派遣されている職種は約160職種であり、職種の中には、時代の変化・進展に合わなくなっているもの、産業構造の変化に対応していない職種も見られた。このため、職種内容をできるだけ明確にして適格者の確保を確実にすることはもとより、応募者にとってわかりやすい職種名を明示するなど、それまでの職種を整理・統合して簡素化することが必要となった。

一方、在外事務所からも、職種の整理統合について積極的に検討してほしいとの要望があり、平成10年度に、各分野・職種の技術専門委員・技術顧問に意見を求めて職種の大幅見直しを行い、現行の職種分類表が作成された。これにより、整理統合前の7部門（分野）284職種から、7部門198職種にしばられるに至った。

9 海外手当の意義と変遷

1 海外手当の意義

協力隊員の海外手当は、規定上、「現地生活費」「住居費」および「福利費」に分かれている。海外手当とは、予算上、規定上の名称であるが、その実質と内容は、個々の隊員が協力活動を実行する海外の現地（任国内の任地）で、日々生活するための実費である。「現地生活費」は、文字通り現地での生活に必要な経費であり、「住居費」は、隊員が入居する住居の借り賃、「福利費」も、後述するように、共済掛け金であるから生活費の一部とあって差し支えなく、すべて海外協力活動を支える実費にほかならない。

したがって、海外手当は、協力隊員の「報酬」でも「給与」でもない。広義の現地生活費そのものであり、この実費を、国、国民が負担して、協力隊員にふさわしい現地生活ができるように支援してゆこうという趣旨に基づいて支給されている。

現地生活の実費であるから、その額は任国、任地によって違う。「現地生活費」の現行（平成12年度）月額（別表第1）の通りで、派遣国によりかなり異なっている。同じ派遣国の中でも地域差が著しい場合は、地域によって月額に違いがある。国ごと・地域ごとに、現地の物価や、隊員と共同して活動する現地の若手公務員の給与などを参考にして、毎年調査の上、協力隊員の「住民との一体感」「民衆指向」にふさわしい適正額を決定し、あるいは改定をしている。

「現地生活費」の範囲は、食費、衣料費、日用品代など通常の日常経費に、日常業務にかかる通勤・交通費、私用の通信費や新聞、雑誌、書籍などの資料費・事務用品代、適切な範囲の交際費や手数料なども含まれる。これに含まれない「住居費」は、「現地生活費」とは別に、（別表第2）の

通り、派遣国ごとに上限額（平成12年度）が設定されている。

隊員の住居は、大部分の派遣国が、二国間の派遣協定に基づいて、受入機関側により無償で提供することになっている。しかし、提供されても、隊員が家賃の一部を支払わなければならない場合がある。また、受入機関が住居提供ができず、あるいは治安上その他の事情により、隊員が在外事務所を示唆を受けて住居を見つけないといけない場合もある。そのような場合に、一定の上限内で「住居費」としてその実費が支給されることになっている。

海外手当の一部の「福利費」は、JICA共済会の掛け金の隊員負担分である。業務上の災害は全額公費によって支弁されるが、業務外の疾病や負傷などの災害に対処するため、JICAが専門家や役職員を含めて独自の共済会を設け、協力隊員もこれに加入している。共同負担金のうち受益者＝隊員が支払うべき負担分であるから、支給される生活費の中から個々に相当額を徴収するのが建て前ではあるが、手続きを簡素化し、海外手当支給に当たってその額を控除している。

2. 海外手当の変遷

(1) 当初の一律150米ドル

協力隊の発足当初は、海外手当の月額が全派遣国一律150米ドルであった。当時の1米ドル＝360円の固定レートで換算すると54,000円になった。その頃の大学卒初任給（1965年の日経連調べによる全産業の男子・月額25,277円）の2倍を超える「高給」であったから、応募者、参加者の意識・意向とは別に、この客観的に明らかに思われた「待遇」から、協力隊は本当にボランティアといえるか、という論議を招く要因となった。

協力隊は、設立に至る経緯から、外務省が管轄する「海外技術協力事業団」に国が委託して行う政府事業としてスタートした。月額150ドルは、派遣専門家や民間企業の海外勤務者と比べれば随分低い額であったが、ボランテアとはいえ海外での活動にはまだ一種の危険を伴うという感覚があった時代で、政府事業として派遣する以上しかるべき「待遇」をすべきだということであったにせよ、この手当額がボランテア事業に適切かという意見にも一理があった。協力隊には、自戒とともに基本的考え方の整理が求められた。

(2) 「170ドルの哲学」

1970年代に入ると、国際為替変動が激化して円高が進行する一方、国内は経済成長期から1973年のオイルショックを経て物価高、賃金上昇を招いた。その間、海外手当の額はほぼ固定され、1969年（昭和44年）に予算額が20%アップしたものの、発足10年後の1975年170米ドル基準の海外手当額（当時の円換算約5万円）は、同年の大学卒初任給（同上・91,272円）の半額近くに“修正”されて高低が逆転した。

しかし、海外手当の本質が、冒頭に記した現地生活の実費という今日の考え方に定着したのは、為替変動や物価上昇等による経過からではなく、1974年に制定された「国際協力事業団法」によって協力隊事業の位置づけが法文とともに明確になり、その趣旨に沿って海外手当の性格や金額について、隊員の現地活動のあり方と意義を基本に検討と論議を重ねた結果であった。

1970年代の為替変動、物価高は途上諸国にも例外なく波及し、隊員の日常生活にも影響した。派遣国によっては生活費切り詰めに苦心し手当増額の要望も出たが、本部は「民衆指向」に立って厳しい手当額を堅持し、「170ドルの哲学」（第2代事務局長・伴正一氏著『ボランテア・スピリット』1978年刊参照）を掲げて隊員の理解と工夫を促した。

(3) 国別の海外手当額に改定

1973年（昭和48年）に起きたオイルショックは、途上諸国の経済・社会に深刻な影響を及ぼし、特に非産油途上国はひととき激しい物価高に見舞われ、上述の通り隊員生活にも様々な波紋を投げた。このため、全派遣国一律であった海外手当の額を検討し直し、昭和48年度から、派遣国ごとに、現地通貨と米ドルの交換レートや物価の推移などを調査・検証して決定する方法に改めた。国別の現地生活費の額は、それ以来年々の確認なし改定を経て今日に至っている。

なお、住居費の別建て、および福利費の設定も、同年度から実施されている。

(4) 一律20ドルの加算

1976年（昭和51年）の現地生活費の検討にあたって、それまで隊員支援経費として支給対象としてきた経費のうち、少額の交通費や資料費・事務用品費については、現地生活費に含める方が事務の合理化や経費の効率的利用になるとの判断から、これらの経費を約10ドルと考え、また、通勤経費として新たに10ドルを加えて、全派遣国一律に計20ドルを増額した。

(5) 派遣拡大期から、現地生活費の減額も

1983年（昭和58年）から1985年（同60年）まで3年間、派遣隊員数倍増の計画が進行し、さらにその後の1986年（同61年）から1995年（平成7年）まで10年間に新規派遣国が26カ国も増えて、協力隊事業は一層拡大した。この拡大の過程で、現地生活費は、年々の現地生活等関連調査を経て増額されてはきたが、隊員の生活実態と比べて適切な額かどうか、華美に流れて住民レベルから乖離していないかについて、1989年・平成元年度に現地生活費の抜本的見直しが行われた。その結果、隊員派遣以来初めての海外手当減額が8カ国、逆に増額が2カ国となる改定が同年度から実施された。

(6) 現行のシステム

現地生活費の決定ないし改定には相応の基準を設けている。隊員には生活関連調査を実施して生活実態を把握する一方、その国の実質物価上昇率や、首都、地方、農村の地域ごとのエンゲル係数の動きも参考にしている。現地の生活実費を国、国民が負担して、協力活動が順調に進展し成功するように支援し激励していこうという趣旨であるから、決定の基準や金額について公開し説明できるようにすると同時に、隊員にふさわしい「住民との一体感」「民衆指向」の堅持も不可欠である。

3 ボランティアは経済的利益・見返りを求めない

(1) 「報酬」「給与」はゼロ

ボランティアは本来無償奉仕であるから、すべてを私費でまかなうのが本筋であろう。しかし、途上諸国に行って協力活動をする希望と意思を持つ青年に、航空賃から生活費まで一切私費でというのでは、せっかく参加する意思はあっても実行できるはずがない。途上諸国の政府から要請を受け、国と国との間の国際約束に基づいて実施する協力隊事業であるから、往復の旅費や協力活動自体の必要経費のほかに、現地生活の実費くらいは国・国民が負担して支援しようというのが海外手当の趣旨である。

現地生活の実費であるから、隊員は、年齢や学歴や経験などの違いは様々でも、生活し活動する国・地域が同じであれば全員同額である。もし「報酬」「給与」であれば、職種や任務、個々の隊員がもつ技術・技能や経験等によってその額は異なるであろう。

端的にいえば「報酬」「給与」はゼロであり、隊員活動は、金銭上の「見返り」無しの無償奉仕である。経済的利益・見返りを求めないボランティアの特性に合致している。

協力隊員に「報酬」や「見返り」があるとすれば、それらは、海外協力の任務を果たして得た満

足感・充実感、現地活動と生活の過程で築かれた友人・民衆との絆、一回りも二回りも大きくなり視野を広げて成長した自分自身という、それぞれボランティアにふさわしい成果ではないだろうか。

(2) 諸外国のボランティア隊員の場合

国連ボランティア (UNV) や米国の平和部隊 (USPC) はじめ各国の海外ボランティア派遣組織も、それぞれの趣旨と基準にしたがってボランティア隊員の海外手当額を定めている。詳述は避けるが、どの派遣組織も「質素な生活」「現地の同僚と同等レベル」等の基本的考え方に沿って、「年1回の市場調査」「為替レート変動率」などの設定基準により、派遣国別に一律の額の生活手当を支給している。UNVの月額額は協力隊に比べて全般に高く、USPCは、協力隊が150米ドルであった初期に70米ドル基準で、現在の水準もかなり低く設定されている。ちなみに、ドイツ、英国、カナダ等先進諸国のボランティア隊員の生活手当額は、協力隊とほぼ同水準にあるとあっていい。ただし、USPCを含め、別にその他の手当が設けられており、単純な比較には難がある。情報として参考になるが、協力隊の現地生活費検討に当たっての資料とはしていない。

4 国内積立金

国内積立金は、隊員が帰国した時点で支給される。海外手当とはまったく違うが、海外協力活動に関連して支給される点では同じである。

国内積立金の趣旨は、2年間の海外協力活動を終えて帰国した隊員が、その日から国内での生活に支障がないよう、国、国民が負担して蓄えておく資金である。日本の社会に復帰し、就職・再就職あるいは進学・留学等々、希望する進路に向かう準備資金でもあり、その間の生活を支える資金でもある。次のステップへ半年で進むことができる者もあろうし数年かかるかもしれない。事業を

始めようとするれば資金が要るし、家族持ちの場合は出費も増えよう。このように進路はそれぞれ異なり、国内生活にかかる経費もまちまちだが、国内物価の推移をも勘案して月額を定め、活動期間・年月数に応じて、全隊員一律の額が支給されている。

繰り返し述べるように、帰国後の進路に備えて

国・国民が蓄えておいた隊員への支援資金であって、「報償金」「退職金」ではない。この積立金の趣旨を生かして有効に活用してこそ、海外協力活動で得た経験あるいは教訓を社会に還元しながら、自分自身の一層の飛躍と社会発展への貢献につなげられるであろう。

別表第1

現 地 生 活 費

(2000年4月現在 単位：米国ドル)

派 遣 国	現地生活費	派 遣 国	現地生活費
バングラデシュ	285	セネガル	430
ブータン	335	タンザニア	450
カンボディア	410	ザンビア	455
中国	340	ジンバブエ	405
インドネシア	295	ポリヴィア	360
ラオス	335	チリ	530
マレーシア本土	400	コロンビア	440
サバ及びサラワク地域	420	コスタリカ	395
モルディヴ	400	ドミニカ共和国	400
モンゴル	305	エクアドル	320
ネパール	270	エル・サルヴァドル	400
パキスタン	380	グアテマラ	380
フィリピン	340	ホンデュラス	380
スリ・ランカ	300	ジャマイカ	440
タイ	410	メキシコ	510
ウズベキスタン	380	ニカラグア	400
ヴェトナム	390	パナマ	400
エジプト	370	バラグアイ	360
ジョルダン	480	ペルー	280
モロッコ	410	セント・ルシア	575
スーダン	450	フィジー	400
シリア	500	マーシャル諸島	700
チュニジア	400	ミクロネシア	500
イエメン	450	パラオ	455
ボツワナ	570	バブア・ニューギニア	510
ブルキナ・ファソ	400	サモア	380
コートジボアール(象牙海岸共和国)	600	ソモロン諸島	420
エチオピア	430	トンガ	400
ガーナ	380	ヴァヌアツ	520
ケニア	405	ブルガリア	320
リベリア	415	ハンガリー	530
マラウイ	400	ポーランド	530
ニジェール	405	ルーマニア	295
ルワンダ	490		

別表第2

住 居 費

(2000年4月現在 単位：米ドル)

国	住居費	国	住居費
バングラデシュ		ルワンダ	450
大都市	115	セネガル	1,000
その他	80	タンザニア	
ブータン		ダルエスサラーム	500
ティンブー及びバロ	45	その他	150
その他	30	ザンビア	
カンボディア	300	ルサカ	520
インドネシア		その他	260
ジャカルタ及び西ジャワ州地域	240	ジンバブエ	315
その他	200	ボリヴィア	
ラオス	250	ラ・パス及びサンタ・クルス地域	230
マレーシア		地方都市	180
首都部、サバ州及びサラワク州	200	その他	130
その他	120	チリ	
モルディヴ	180	サンティアゴ	420
モンゴル	300	その他	300
ネパール		コロンビア	
カトマンドゥ地域	75	ボゴタ及びカリ	420
ポカラ地域	55	その他	280
その他	20	コスタ・リカ	170
パキスタン	500	ドミニカ共和国	150
フィリピン		エクアドル	150
マニラ地域	310	エル・サルヴァドル	170
大都市	170	グアテマラ	
その他	100	グアテマラシティ	200
スリ・ランカ		その他	150
コロンボ地域	160	ホンデュラス	
その他	60	テグシガルバ及びサン・ペドロスーラ	150
タイ		その他	100
バンコク地域	80	ジャマイカ	280
ソンラク、チェンマイ及びコンケン地域	40	ニカラグア	180
ヴェトナム	360	パナマ	150
エジプト	440	パラグアイ	115
ジョルダン		ペルー	150
アンマン地域	300	フィジー	250
アカバ地域	250	バプア・ニューギニア	
その他	200	首都部	1,130
モロッコ		その他	600
大都市	350	トンガ	300
その他	300	セント・ルシア	520
シリア	350	サモア	
テュニジア		本島	250
テュニス	225	サバイ島	160
その他	215	ソロモン諸島	300
イエメン	500	ホニアラ	400
ボツワナ	200	その他	300
エチオピア	325	マーシャル諸島	500
ガーナ	150	ミクロナシア	600
コートジボアール (象牙海岸共和国)	1,000	ブルガリア	200
ケニア		ハンガリー	300
ナイロビ及び大都市	435	ルーマニア	120
その他	200		
ニジェール	1,000		

*コートジボアール、ニジェール及びセネガルはフランスフランとする。

1 機材の現地調達方針

第二次大戦の惨禍から再建・復興を進めていた時期の日本は、当時の国内経済・財政事情を反映して、外貨事情がきわめて厳しく、景気が良くなると外貨が逼迫し、景気を減速せざるを得ない状況であった。加えて、輸出振興や市場確保は、戦後日本の経済発展、国際社会への進出のために重要であった。また、日本の製品は、当時の途上諸国の工業化の状況からすれば、質・量とも断然勝っていたから、協力隊員や専門家等が現地で使用する機材は、すべて本邦調達であった。

しかし隊員の任期は2年間であり、機材を申請してからその機材を現地で手にするまで少なくとも数ヵ月、場合によっては1年近い時間が掛かり、協力活動に大いに支障を来す結果になりかねなかった。

協力隊が発足して5～6年が経過し、活動中の隊員や帰国隊員から具体的な事例報告が相次いだ当時、1970年代初頭の事務局長は、前職が外務省経済協力局の技術協力課長（担当理事は前職が同経済協力局長）であり、諸事情精通の上で立って検討の結果、原則としてすべての機材を現地調達する方針が立てられた。現地調達とは、任国内に限らず近隣諸国も含まれる。要するに、本邦からの購送は、どうしてもそうせざるを得ない場合の例外措置となった。現地調達方針は、これによって必要な機材を迅速に購入できることをはじめ、機材調達の過程で配属先の関係者の協力や参加が期待でき、現地で入手できれば、現地で修理や補充などフォローも容易に行えることが、その目的であり、またその効果でもあった。

2 「隊員支援経費」の創設

隊員活動をバックアップする予算として、当時の協力隊事業予算には、JICAの他の部局と同様、携行機材費、現地業務費、特別機材費があり、その他協力隊独自の施策として、専門技術月刊誌、新聞月報を隊員あてに送付していたが、これらを統合して新たに「隊員支援経費」を創設することになった。

そもそも隊員活動にかかるすべての経費は、任国政府が負担するのが原則である。そうはいっても、隊員の派遣を要請し受け入れる国は、財政の基盤は貧弱で、行政的にも不備な点が多い。特に隊員活動に必要なとする機材をすべて、2年の任期に合わせて取り揃えることはほとんど期待できそうにない。期待できない場合、もしくは実現までに時間がかかる場合、活動分野・職種によっては、活動そのものが不可能になってしまう危険性がある。このような局面を打開するために、受入国側の「自助努力」の例外的な処置として、協力隊事務局による資機材あるいは経費の援助が不可欠である。事務局による機材費、現地業務費負担の制度は、このような考えに基づくものであった。

こうした方針のもとに進められてきた機材費等予算の活用であったが、機材の購入を現地調達に移行したことにより、携行機材費と現地業務費との区別が難しくなってきた。それに予算の呼び名もいろいろあって隊員にはなじみにくい。いずれの予算も、隊員活動を支援するのが目的にはほかならない。協力隊事業の趣旨・目的に照らしても、これら予算の活用は隊員支援の一環としてとらえるのが正しい。

上述の背景を受け、呼び名や項目が分かれていても、すべて「隊員支援経費」という考え方が打

ち立てられ、名称もそれに統合し創設に至った、ということである。

先にふれたように、受入国側に経費を負担する意思はあっても、当座の資金がないため機材の調達が大幅に遅れる場合は、支援経費を活用して一時立て替え、後日先方の支出手続きが完了した時点で立て替え分を回収するということも可能とすれば、「自助努力」の原則を少しでも多く守ってゆく上で望ましいことであり、活用が奨励された。これは、リボルビング・ファンドと称された。

3 隊員支援経費の運営・支出

(1) 隊員の事業マインドの醸成

隊員支援経費は、本部・事務局の責任で支出するものであるが、当初、その大部分は、駐在員（海外事務所長、同所員、調整員を含む現地の協力隊活動担当責任者）に、また一部は、直接隊員に事前に配布し（初めは5米ドル、1975年＝昭和50年度からは10米ドル）、業務遂行に日常必要とする交通通信費、少額の部品、種子の購入などに隊員自身が「支出権限」をもって使えるようにした。なお、この隊員配布分が、1976年の海外手当の検討に当たって、現地生活費に組み込まれた経緯については、前項の「海外手当の意義と変遷」に記した通りである。

隊員の判断で支出できる上記の隊員配布分、その後の現地生活費に織り込まれている少額の経費

では不十分という場合、駐在員に対して支援経費の支出申請ができる仕組みになっている。その際、駐在員は個々の隊員の業務を、ワンマンプロジェクトと見立てて、経費の申請に当たっては、受入れ側の自助努力を促すため、配属先との折衝を欠かさないようにと助言・指導するなど、隊員の事業マインドを醸成するよう示唆され実行されている。

(2) 近年の現地支援費の状況

上述の基本的な考え方には変わりはないが、最近の現地支援費の状況を追記しておく。

予算上の区分・項目であった特別機材費が、一般隊員用とチーム派遣用に細分化され、さらに平成10年度からは、WID（女性支援と開発）関連分が、特別機材費の一つとして新たに協力隊事業費に組み込まれた。

これらの活用に関しては、受入れ国側の自助努力の原則が引き継がれており、使用申請に当たっての受入側の一部負担、例えば、補修部品、付属品等の負担を前提としている。

また、従来は、在外への権限委譲の一環として、支援経費の支出については、海外事務所の裁量に委ねていたが、金額が高額になるものが増加してきたこと、適正な予算管理・経理処理、という観点から、現地業務費に限って海外事務所に権限委譲をしている現状にある。

Topics

見舞一時帰国

肉親疾病による隊員の一時的帰国の取り扱いと海外手当等の関係について、昭和48年2月15日付「JOCV NEWS」は次のようにレポートしている。

1. 帰国にあたっては私費扱いとする。

2. 任地を離れる期間を2週間以内として、原則的に承認する。
3. 2週間を超えた場合にあつては、超えた日数分の海外手当は減額する。

ただし、国内積立金については検討中。

4. 本邦への一時帰国のための隊員に係る血縁関係者は、両親、配偶者および子とする。

11 業務総点検と今後の課題

協力隊事業総点検

1 事業実施方法の見直し

協力隊事業創設30周年を契機に、協力隊事業のあり方について、より現状に即応したものとするため、従来の事業実施方法を見直し改善を図る目的で「協力隊事業の総点検」が提唱された。具体的には、

- (1) ボランティア事業としての協力隊事業を再確認
- (2) わが国青年のボランティア活動の支援者としてのJICAの役割の再確認

を基本的認識（事業見直しの視点）として、協力隊事務局を挙げて事業の見直しに取り組もうというものであった。

協力隊事業総点検作業部会は1997年（平成9年）1月、中間報告を取りまとめ同報告書を協力隊事務局内に止まらず、JICA国内・在外全機関、青年海外協力協会、協力隊を育てる会等にも配布し、広く帰国隊員や協力隊事業の支援者・関係者にも意見を求めた。その結果、今後の検討課題として次の9項目が設定された。

- (1) 要請取り付け方法に関する事項
- (2) 募集・選考に関する事項
- (3) 重点職種対策に関する事項
- (4) 派遣期間に関する事項
- (5) 事前研修に関する事項
- (6) 隊員活動のあり方に関する事項
- (7) 隊員支援に関する事項
- (8) 補完事業に関する事項
- (9) その他（主な事項）
 - ①ボランティア4事業の一体化の可能性とその実施方法
 - ②調整員の役割と現状の問題点

- ③訓練協力員、国内協力員の役割と現状の問題点
- ④技術支援のあり方
- ⑤帰国隊員の役割
- ⑥活動中の安全対策

2 総点検事項とアクション・プラン

総点検の作業部会報告書は1997年（平成9年）9月に完成し、そのなかで、協力隊事業の総点検事項は、(1)改善・変更を決定した事項、(2)検討中の事項、(3)今後の検討事項、に整理された。

平成7年度に開始した「協力隊事業総点検」のフォローとして、協力隊事務局は2000年（平成12年）9月、アクションプランを短期、中・長期に分けて作成することとなった。主な検討事項内容は次のとおり。

- (1) 短期的な課題
 - ①調整員制度の見直しと強化
 - ②募集・選考方法の改善
 - ③シニア隊員制度の見直し
 - ④新規派遣国選定の基準作成
 - ⑤技術的サポート体制の強化
 - ⑥シニア海外ボランティア募集・選考・研修等の見直し
- (2) 中・長期的な課題
 - ①派遣前訓練のあり方
 - ②調整員制度の位置付け
 - ③事業実施サイクルの検討
 - ④シニア海外ボランティア事業実施事務局体制
 - ⑤協力隊とシニア海外ボランティアの統合
 - ⑥シニア海外ボランティア募集・選考・研修等の見直し



3 協力隊事業発展のための検討史

協力隊事業については事業発足に至る経緯もあり、発足後もいろいろな場面で、事業そのものについての見直しや実施体制、業務改善等について議論がなされ、それぞれの段階で改善、改革が実施されてきた。

協力隊事業創設30周年を契機とした「協力隊事業総点検」もその一つとして位置付けられるが、今後も事業を実施していくうえで、同様の「見直し」や「点検」が行われると思われることから、これまでに議論されてきたものを「協力隊事業発足後における事業発展のための検討の歩み」として、まとめて見ると次のようになる。

(1) 「回顧から発展へ」

—日本青年海外協力隊再建のための提案—

1970年（昭和45年）4月

協力隊研究会（海外技術協力事業団労働組合・日本青年海外協力隊分会）

(2) 「日本青年海外協力隊の理念とその具体化をめぐる提言」

1971年（昭和46年）12月

日本青年海外協力隊事務局・職員有志一同

(3) 「青年海外協力隊の将来展望と業務に関する問題提起」

1980年（昭和55年）6月

青年海外協力隊運営委員会・長期展望特別研究委員会

(4) 「青年海外協力隊事業の中期計画」

—3年倍増計画—

1982年（昭和57年）10月

青年海外協力隊事務局・中・長期プロジェクト・チーム

(5) 「青年海外協力隊訓練基本構想（案）」

1983年（昭和58年）12月

青年海外協力隊事務局・訓練基本構想検討委員会

(6) 「青年海外協力隊事業中期展望作業まとめ要旨」

1987年（昭和62年）

青年海外協力隊事業中期展望作業委員会

(7) 「青年海外協力隊の一層の発展のために」

1989年（平成元年）6月

自由民主党政務調査会・青年海外協力隊に関する小委員会

(8) 「青年海外協力隊事業の中期的展望について」

—新規1500名派遣試案—

1991年（平成3年）7月

青年海外協力隊事務局・青木盛久事務局長

(9) 「中長期的展望に立った隊員の国別派遣計画」

—新規1500名派遣試案—

1993年（平成5年）9月

青年海外協力隊事務局（派遣第一課）

(10) 「隊員派遣“新5ヵ年計画”について」

1995年（平成7年）5月

青年海外協力隊事務局（管理課）

(11) 「協力隊事業総点検作業委員会」を設置

1996年（平成8年）8月

以上、協力隊事業の発展にかかる検討の歴史を見てきたが、今後、協力隊の21世紀への展望を語る上で参考になれば幸いである。

今後の課題

1 協力隊事業基本理念の再確認

協力隊発足当初はあまり存在していなかった海外活動を行うNGOも現在では数多く活躍しており、政府事業として実施している協力隊についても、これらNGOとの比較において、事業の基本理念やそれに基づく制度についてまで、今まで以上に明確にしていくことが求められている。事業の核となる基本方針を再確認し、かつ時代の変化および態勢を見据えた上で、必要な改革を実施していかなければならない。

2 新規派遣隊員数の確保

平成8年度以来、新規派遣数は1,000名を確保できるようになったが、さらなる派遣数の増加に向けては、要請数の絶対数の拡大とともに、参加しやすい分野の要請を増やす努力が必要となっている。特に技術的な専門性を身につけていないが、ぜひ参加したいという応募者が増えている傾向に対し、新規職種の開拓等により応えていくことが、安定した数を派遣していくためにも求められている。

3 派遣形態の多様化への対応

より参加しやすい環境を整えていくためには、1年任期などの短期派遣制度により派遣形態の多様化を促進していく必要がある。また、協力隊事業の基盤を拡大するためにも隊員の派遣だけでなく、隊員の活動を短期間支援するボランティアの派遣など様々な立場および条件のなかで、協力隊事業に参加できる機会を創出していかなければならない。

4 帰国隊員支援の強化

協力隊員としての経験は、日本の国際化に大きく貢献できる。今後さらに国内において経験を還元しやすい環境を整えていくとともに、協力隊活動に対する社会的評価の向上に資する方策を講じていく必要がある。また、国際機関への進出促進を含め、国際協力を担う人材として帰国隊員を積極的に活用するための幅広い対応が求められている。

このように国際協力ボランティアとしての2000年の協力隊は、2001年の“ボランティア国際年”を迎えて、20世紀におけるボランティア事業としての課題を総点検しながら、21世紀へのグランド・デザインを描くべきスタートの年となるだろう。

就職意識調査最終報告まとまる
帰国隊員2280名が回答

この「帰国隊員の就職に対する意識調査」は、2回のアンケート調査に基づいて実施されたもので、主な集計結果は別掲のとおり。

今回紹介した結果は、平成10年8月と12月に実施したアンケートの情報を集計分析したもので、回答率は約42%。し

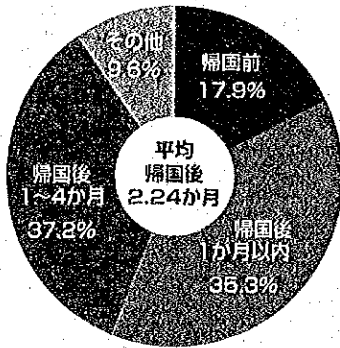
たがって帰国隊員の全体像を示しているとはいえない部分もあるが、少なくとも隊員OB・OGが進路開拓を進めるうえでいくつかの問題点などを示唆する結果は得られたと考えられる。

事務局としては、帰国隊員の進路開拓支援のより一層の充実を図るうえでの参考結果をさらに分析し、今後とも効果的な支援を展開していきたいと考えている。

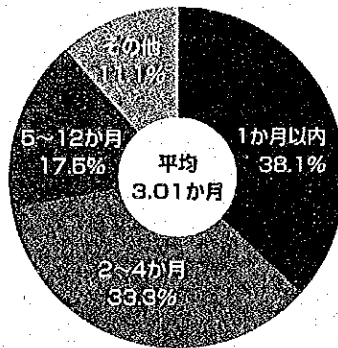
(JOCV NEWS, 1999年8月10号より)

主な調査結果

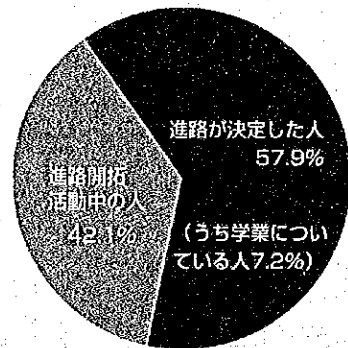
■就職活動開始時期



■就職活動時期

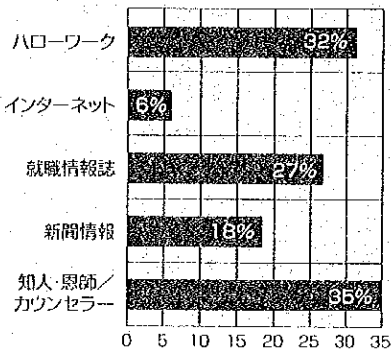


■進路決定状況



平成9年度に帰国した現職参加以外の隊員の方々の進路決定状況を自己申告制の「進路状況調査票」などで調査したところ、「進路決定状況未確認者」が24.3%であった。なお、「進路決定状況未確認者」には「進路未決定者もほか、「就職等が決定していても事務局がその情報を把握できない人」も含まれている点に注意。

■就職活動の方法（複数回答）



■その他

国内積立金残額率（帰国後8~12か月）	約42%	
国内積立金残額がゼロになっている（帰国後8~12か月）	約27%	
転職経験者（帰国後0~12か月）	9.9%	
就職活動のためのけじめがついている（帰国後4か月）	70%	
希望する進路（進路未決定者による複数回答）	民間	34.3%
	公務員	12.0%
	教員	17.4%
	進学	23.3%
「進路希望調査票」記入時に実感をもって記入することができた	国際協力専門家	22.4%
	進路決定済みの帰国隊員	61%
	未決定であるが進べき方向を見つけている帰国隊員	37%
未決定であり進べき方向を見つけていない帰国隊員	13%	

■アンケート基本データ

対象者 第1回/平成10年8月1日時点および第2回/平成11年1月1日時点で、帰国後18か月以内の現職参加以外の帰国隊員
 対象者数 合計2280名（第1回/1276名、第2回/1004名）
 回答率 42.8%（第1回/49.2%、第2回/34.7%）